

# 限度額適用認定証について

- 対象者**
  - 70歳未満の被保険者及び被扶養者(不二サッシの保険証をお持ちの家族)で、被保険者が住民税を課税されている方。  
※非課税の方は、限度額適用・標準負担額減額認定証となります。申請用紙が別の様式になりますのでご注意ください。
  - 70歳以上の被保険者で標準報酬月額が28万円以上79万円以下の方。  
※70歳以上の被保険者で標準報酬月額が83万円以上または26万円以下の方は高齢受給者証が代わりとなりますので申請は不要です。
- 利用方法**

事業所内健保組合窓口(人事・総務等)に限度額適用認定証交付申請書を提出してください。受付後、限度額適用認定証を事業所経由で発送しますので、医療機関へ提出してください。  
(任意継続の方は申請書を健保組合へ直接お送りください。限度額適用認定証をご自宅へ発送します。)
- 高額療養費自己負担限度額(月の1日から末日までの1か月で、各病院ごとの計算)**

## 高額療養費計算基準(70歳未満)

所得区分(標準報酬月額)		自己負担限度額計算式	高額該当の目安
ア	83万円以上	252,600円+(総医療費-842,000円)×1%	252,600円超
イ	53万円～79万円	167,400円+(総医療費-558,000円)×1%	167,400円超
ウ	28万円～50万円	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%	80,100円超
エ	26万円以下(低所得者除く)	57,600円	57,600円超
オ	低所得者(住民税非課税)	35,400円	35,400円超

## 高額療養費計算基準(70歳以上)

所得区分(標準報酬月額)		自己負担限度額計算式		高額該当の目安	
		外来(個人ごと)	入院+外来(世帯ごと)	外来(個人ごと)	入院+外来(世帯ごと)
現役並所得Ⅲ	83万円以上	252,600円+(総医療費-842,000円)×1%		252,600円超	
◎ 現役並所得Ⅱ	53万円～79万円	167,400円+(総医療費-558,000円)×1%		167,400円超	
◎ 現役並所得Ⅰ	28万円～50万円 <sup>注</sup>	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%		80,100円超	
一般	26万円以下(低所得者除く)	18,000円 (年間上限144,000円)	57,600円	18,000円超 (年間では144,000円超)	57,600円超
低所得者Ⅱ	住民税非課税	8,000円	24,600円	8,000円超	24,600円超
低所得者Ⅰ	所得0円		15,000円		15,000円超

注 標準報酬月額28万円以上でも、被保険者及び被扶養者の収入の額が520万円(被扶養者がいない場合は383万円)未満の場合は一般区分になりますので、健康保険組合へご連絡ください。

70歳以上の方の限度額適用認定証は、◎の所得区分の方のみ発行できます。その他の所得区分の方は高齢受給者証が代わりとなります。

多数該当になると、負担が軽減されます。

マイナ保険証を利用すれば、事前の手続きなく、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。  
限度額適用認定証の事前申請は不要となりますので、マイナ保険証をぜひご利用ください。



使ってみよう!  
マイナ保険証